

広島県選挙管理委員会告示第八十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定している別表の施設の指定を取り消した旨、尾道市選挙管理委員会から報告があつた。

令和七年十月二十三日

広島県選挙管理委員会委員長 大 辻 茂

別表

施設の名称	所 在 地	取 消 年 月 日
尾道市割石ふれあい館	尾道市西藤町1373番地3	令和 7 年10月14日